

意見提出手続

令和5年9月20日

市民の皆様へ

旭川市長 今津寛介

「【仮称】第5期旭川市地域福祉計画・旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画
骨子（案）」に対する意見等の募集について

本市では、これまで地域福祉の推進について定める地域福祉計画を策定するとともに、令和4年4月に制定した「旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例」に基づき、市民が世代や分野を超えてつながり、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた各種取組を進めています。

現行の第4期旭川市地域福祉計画が令和5年度に満了することに伴い、旭川市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）が策定する地域福祉に関する住民等の活動計画である「地域福祉活動計画」と一体的な計画として、市社協との協働により次期計画を策定することといたしました。

つきましては、標記計画骨子（案）に対する意見提出手続を実施いたしますので、市民の皆様
の御意見や御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

なお、御意見や御提言については、次の視点等を踏まえ提出いただければ幸いに存じます。

- ・ 「現状と課題」（10ページ）の認識でよいか、不足している課題等はないか。
- ・ 「解決に向けた方向性」（10ページ）は課題解決に資する内容となっているか。
- ・ 次期計画における「目指す地域像」や「それぞれの役割」（10ページ）などは「現状と課題」及び「解決に向けた方向性」を踏まえた内容となっているか。また、「それぞれの役割」として記載する項目のほかに取組むことができる内容はあるか。

1 意見募集期間

令和5年9月20日（水）～ 令和5年10月20日（金）

2 意見募集のテーマ

「【仮称】第5期旭川市地域福祉計画・旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画
骨子（案）」に対する意見、提言など

3 意見の提出先とお問合せ先

〒070-8525

旭川市7条通10丁目 第二庁舎3階

旭川市 福祉保険部 福祉保険課 地域福祉係

電話：（0166）25-6425 FAX：（0166）24-7008

電子メール：fukushihoken@city.asahikawa.lg.jp

4 意見の提出方法

別紙、『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を記入の上、次により提出してください（使用できる言語は原則として日本語のみとします。）。

- (1) 郵送又は持参
- (2) ファクシミリ送信
- (3) 電子メール（Eメール）送信
 - * 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。
- (4) 電子申請
 - * 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。
- (5) その他
 - 各支所（東部まちづくりセンターを含む。）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函することもできます（各支所は出張所、各公民館は分館を除く。）。
 - * 投函に当たっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りの上ホチキス留めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見等のほか、次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）
- (イ) 意見提出者の区分 ～「意見書」を御覧ください。
- (ウ) 意見提出手続の対象施策の案の名称
 - 「【仮称】第5期旭川市地域福祉計画・旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画 骨子（案）」と記載してください。

5 意見提出手続の結果について

提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表します。公表に関する書類は、福祉保険課、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所（東部まちづくりセンターを含む。）、各公民館、コミュニティセンター及び市の福祉施設で配布する予定です。

また、本市ホームページ (<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>) でもお知らせします。

6 その他

標記計画骨子（案）の策定に当たり市民参加手続として実施した「令和4年度旭川未来会議2030（福祉分野WG）」、「地域福祉の担い手調査」及び「市政モニター調査」の概要及び実施結果については、本市ホームページでの掲載、市政情報コーナーに配架するほか、上記3のお問合せ先に連絡をいただくことで、個別に資料の配付をいたします。

お寄せいただいた御意見は、公表します（氏名・住所等の個人情報は除きます。）。